

道道を南東に進み道南いさりび鉄道江差線との交点に至り、この点から同鉄道線を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《 52 》① **函館湾特定猟具使用禁止区域** 4,426ha

② 銃器

③ 函館市大鼻岬と北斗市に所在する矢不來川河口左岸を結んだ内海の区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《 53 》① **鳥崎特定猟具使用禁止区域** 140ha

② 銃器

③ 茅部郡森町に所在する国有林渡島森林管理署1033林班のうちい2、イ、ロ、ニ、ホ及びチ小班、1034林班のうちい、へ2、イ及びロ小班、1036林班のうちに及びい小班、1037林班のうちほ及びい小班、1042林班のうちい、ろ2、に、へ、と、イ及びニ小班、1043林班のうちい1及びい小班、1118林班のうちい、ろ、は2、ほかからと、め、る及びいからホ小班、1121林班のうちい、は、に、ち、り、イ及びロ小班、1122林班のうちいからは、ち、イ及びロ小班、1125林班のうちに小班、1126林班のうちり、イ、ハ、ト、リ及びヌ小班並びに駒ヶ岳ダム施設用地（湛水池敷、道路敷地を含む。）の区域

④ 平成26年10月1日～平成36年9月30日 (H26. 9. 30 第661号)

《 54 》① **三好特定猟具使用禁止区域** 63ha

② 銃器

③ 北斗市富川町に所在する国道228号と市道柳沢田園線との交点を起点とし、この点から同市道を北西に進み市道三好線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道中央線との交点に至り、この点から同市道を北東に進み市道大小股線との交点に至り、この点から同市道を南東に進み道南いさりび鉄道江差線との交点に至り、この点から同鉄道線を南に進み市道三好線との交点に至り、この点から同市道を東に進み国道228号との交点に至り、この点から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《 55 》① **茂辺地特定猟具使用禁止区域** 10ha

② 銃器

③ 北斗市矢不來に所在する国道228号（道路敷を除く。）と茂辺地川左岸（河川敷を含む。）との交点を起点として、この点から同国道を南西に進み同川河川管理用道路（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同道路を北西に進み道南いさりび鉄道との交点に至り、この点から同鉄道を北東に進み同川左岸（河川敷を含む。）との交点に至り、この点から同川左岸（河川敷を含む。）を下流に進み同市矢不來123番の地番界との交点に至り、この点から同123番と同128番の地番界、同123番と125番の地番界、同123番と同121番の地番界を順次、東、南、南東へ進み同川左岸（河川敷を含む。）との交点に至り、同川左岸（河川敷を含む。）を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《 56 》① **当別特定猟具使用禁止区域** 13ha

② 銃器

③ 北斗市当別に所在する国道228号(大当別橋)と大当別川左岸（河川敷を含む。）との交点を起点とし、この点から同国道を南西に進み市道当別27号線（広域基幹幹線大当別線）との交点に至り、この点から同道を北に進み大当別川左岸（葎立橋）との交点に至り、この点から同川左岸（河川敷を含む。）を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成26年10月1日～平成36年9月30日 (H26. 9. 30 第661号)

《 57 》① **湯の里特定猟具使用禁止区域** 30ha

② 銃器

③ 上磯郡知内町湯ノ里48番39の南東端を起点とし、同所から同地番、48番7、48番41、48番40、48番27、48番6、48番31、48番5、48番4、48番3、48番28、48番29、48番2、48番34の南側地番界を順次西に進み同48番35と同48番37の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み同433番3と同433番4の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み同49番6と同47番4の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西に進み同47番6と同49番7の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み同46番4と同47番6の地番界との交点に至り、同所から北東に直進し同55番28と同55番48の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同55番44と55番45の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同53番4と同53番5の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み知内川河川敷地境界との交点に至り、同所から同53番5と知内川河川敷地との境界を北に進み同53番2と同53番5の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同15番25と同15番86の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番26と15番43の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番30と同15番67の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番27と同15番45の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番4と同15番31の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番34と同16番67の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番34と同16番65の地番界との交点に至り、同所

から同地番界を南東に進み同16番62と同16番136の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番55と同16番150の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番55と同16番64との地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み知内川河川敷地番界との交点に至り、同所から南西に直進し同48番39と同48番38の地番界との交点に至り、同所から南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日 (H29. 9. 29 第571号)

《 58 》① **鹿部折戸川特定猟具使用禁止区域** 82ha

② 銃器

③ 茅部郡鹿部町に所在する国道278号（道路敷を除く。）と道道大沼公園鹿部線（道路敷を除く。）との交点を起点とし、この点から同道道を西に進み同道道と鹿部町道留の沢（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同町道を北に進み同町道と町道留の沢線5号線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から町道留の沢線を東に進み国道278号（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同国道を南に進み同国道と町道本別海岸線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同町道を北東に進み同町道と町道本別東1号線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から見通し線を北東に進み鹿部町字本別122番地先となぎさ線との交点に至り、この点からなぎさ線を南に進みなぎさ線と鹿部町字宮浜192番地先との交点に至り、この点から南西に見通し線で起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《 59 》① **重内特定猟具使用禁止区域** 49ha

② 銃器

③ 上磯郡知内町に所在する国道228号（道路敷を除く。）と道道湯の里渡島知内停車場線（道路敷を除く。）との交点を起点とし、この点から同国道を南に進み知内町道知内川沿線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同町道を西に進み町道元町中の川線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から町道元町中の川線を北に進み道道湯の里渡島知内停車場線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同道道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

【**檜山振興局管内**】

《 60 》① **鷗島特定猟具使用禁止区域** 10ha

② 銃器

③ 檜山郡江差町宇鴉島の区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日 (H29. 9. 29 第571号)

《 61 》① **後志利別川特定猟具使用禁止区域** 300ha

② 銃器

③ 瀬棚郡今金町に所在する国道230号と町道寒昇2号線（道路敷を含む。）との交点を起点とし、この点から同町道を南に進み町道寒昇4号線（道路敷を含む。）との交点に至り、この点から同町道を東に180m進んだ点との交点に至り、この点から南に進み後志利別川右岸堤防との交点に至り、この点から後志利別川右岸堤防を南東に進み今金町字田代と宇福徳の字界との交点に至り、この点から同字界を南に進み後志利別川左岸堤防との交点に至り、この点から後志利別川左岸堤防を西に進み後志利別川と田代川との交点に至り、この点から道道丹羽今金線とトマンケンナイ川との交点を西に進み同点に至り、この点からトマンケンナイ川（河川敷地を含む。）を北東に進み国道230号との交点に至り、この点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

【**上川総合振興局管内**】

《 62 》① **石狩川水系特定猟具使用禁止区域** 1,812ha

② 銃器

③ 旭川市、上川郡鷹栖町、上川郡東神楽町、上川郡当麻町及び上川郡東川町に所在する石狩川、牛朱別川、忠別川、美瑛川及びオサラッペ川の河川区域のうち、石狩川における旭川市と上川郡当麻町及び同郡比布町との境界の交点を起点とし、この点から旭川市東鷹栖線18号の境界を北西に進み同川右岸（河川敷地を含む）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進みオサラッペ川左岸（河川敷地を含む）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北に進み道道嵐山公園線（白河橋）との交点に至り、この点から同道道を西に進みオサラッペ川右岸（河川敷地を含む）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み石狩川右岸（河川敷地を含む）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み旭川市と深川市の境界との交点に至り、この点から見通して南に進み同川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み美瑛川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み寿橋道路線（寿橋）との交点に至り、この点から同線を東に進み同川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み忠別川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み西8号道路（東神橋）との交点に至り、この点から同線を北に進み同川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み石狩川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って東に進み牛朱別川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み曙橋・東桜岡道路線（曙橋）との交点に至り、この点から同線を北東に進み同川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み永山新川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この

【道指定鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域】

点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み石狩川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から見通して南に進み同川左岸（河川敷地を含む。）と永山新川左岸（河川敷地を含む。）の境界との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み牛朱別川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み石狩川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み永山新川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から見通して北に進み同川右岸（河川敷地を含む。）と石狩川左岸（河川敷地を含む。）の境界との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み旭川市と上川郡当麻町の境界との交点に至り、この点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日（H27. 9. 29 第649号）

【留萌振興局管内】

《63》① 釧沼特定猟具使用禁止区域 294ha

② 銃器

③ 天塩郡天塩町字サラキシに所在するロクシナイ川と天塩川河川敷地境界線との交点を起点とし、同所から同河川敷地境界線を南に進み国有林留萌北部森林管理署183林班との交点に至り、この点から同林班の境界線を南に進み南四号線に至り、この点から同線を東に進み町道更岸基線との交点に至り、この点から同基線を南に進み町道浜更岸基線に続き、同基線を南に進み、町道更岸12号線との交点に至り、この点から同線を西に進み国有林183林班との境界に至り、この点から同林班の境界を西に進み海岸線に至り、海岸線を北に進み天塩川南導流堤との交点に至り、この点を東に進み同川左岸との交点に至り、この点から南に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日（H27. 9. 29 第649号）

【宗谷総合振興局管内】

《64》① メグマ沼特定猟具使用禁止区域 513ha

② 銃器

③ 稚内市大字声間村字声間に所在する道道稚内幌延線と国道238号との交点を起点とし、この点から国道238号を東に進み市道メグマ線との交点に至り、この点から同市道を南に進み市道増幌2号線との交点に至り、この点から同市道を南に進み市道恵北下増幌線との交点に至り、この点から同市道を西に進み道道稚内幌延線との交点に至り、この点から道道稚内幌延線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域のうち、稚内市大字声間村字メクマ2979番8、2979番31、2979番36、2979番39から2979番45まで、2979番47、2979番48、2979番53、2979番57、8063番、8207番、8213番2、8213番3、8214番2、8214番3、8453番、8454番、稚内市大字声間村字声間6744番1、6744番2、6744番9から6744番12まで、6745番2、6745番3、6745番11から6745番15まで、6746番4、6746番6、6867番2、6868番、6869番、6870番2、6870番3、6871番2、6879番2、6880番2、6978番2、稚内市大字声間村字声間原野3629番3から3629番6まで及びメグマ沼鳥獣保護区を除いた区域

④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日（H28. 9. 27 第575号）

【オホーツク総合振興局管内】

《65》① 斜里特定猟具使用禁止区域 235ha

② 銃器

③ 斜里郡斜里町に所在する猿間川右岸と同川水面の境界線と国道244号との交点を起点とし、この点から同境界線を南東に進み同町東一線との交点に至り、この点から同線を南に進み道道越川中斜里停車場線との交点に至り、この点から同道道を西に進み斜里川左岸と同川水面の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み国道244号との交点に至り、この点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日（R5. 9 告示予定）

《66》① 川西古川特定猟具使用禁止区域 14ha

② 銃器

③ 紋別郡湧別町に所在する湧別川左岸と町道西1号の交点から北東に進みオホーツク海汀線との交点を起点とし、この点から南西に進み湧別川左岸（河川敷除く。）と町道西1号（道路敷除く。）との交点に至り、この点から同町道西四線を北東に進み同町道西四線の東端に至り、この点から北東に進みオホーツク海汀線との交点に至り、この点から同汀線を南東に進み起点に至る区域内のうち、旧湧別川の水面の区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日（R4. 9. 30 第515号）

《67》① 大曲呼人特定猟具使用禁止区域 139ha

② 銃器

③ 網走市宇大曲に所在する網走川右岸と道道網走常呂自転車道線との交点を起点とし、この点から網走川右岸を南西に進み網走湖口との交点に至り、この点から同湖畔を南西に進み呼人半島先端に至り、この点から網走湖口と網走川左岸との交点に直線であり、この点から同川左岸を北東に進み、道道網走常呂自動車道線との交点に至り、この点から同自転車道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成26年10月1日～平成36年9月30日（H26. 9. 30 第661号）

《68》① おけと湖特定猟具使用禁止区域 282ha

② 銃器

③ 置戸町字常元に所在するおけと湖の水面及びその河川敷地の区域及び置戸町字常元に所在する常呂川本流林道と道道常元中里線との交点を起点とし、この点から

道道常元中里線を東に進み鹿の子林道との交点に至り、この点から鹿の子林道を西に進み平の沢林道との交点に至り、この点から平の沢林道を西に進み起点に至る区域、同町字常元483-4、529-2の区域及び国有林網走中部森林管理署35林班い小班の一部（一部の区域の詳細は別途小班図による（以下同様））、た小班の一部、そ小班の一部、二小班の一部、ホ小班の一部、38林班に小班の一部、39林班に小班の一部、54林班ろ小班の一部、た小班、60林班い小班の一部、れ小班、ハ小班、68林班ぬ小班の一部、ホ小班、ト小班、69林班ろ小班の一部、へ小班の一部、へ小班、70林班ろ小班の一部、ぬ小班の一部、わ小班、ロ小班、71林班は小班の一部、に小班の一部、ち小班、り小班の一部、ぬ小班、ロ小班、ハ小班、二小班の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日（R1. 9. 27 第636号）

【十勝総合振興局管内】

《69》① 十勝太特定猟具使用禁止区域 35ha

② 銃器

③ 十勝郡浦幌町字十勝太に所在する国道336号線と新川右岸（新川橋）との交点を起点とし、この点から同国道（道路敷を除く。）を東に進み見通し線で字十勝太190番西端との交点に至り、この点から地番界を南東に進みその延長線を直進して太平洋の汀線との交点に至り、この点から同汀線を南西に進み浦幌十勝川の左岸河口との交点及びこれに対応する同川右岸堤防との交点に至り、この点から同川右岸堤防を西に進み新川右岸を延長とした線と浦幌十勝川右岸堤防との交点に至り、この点から新川右岸の延長線を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9. 28 第651号）

《70》① 十勝川水系特定猟具使用禁止区域 1,338ha

② 銃器

③ 河東郡音更町に所在する国道241号（十勝大橋）と十勝川左岸堤防との交点を起点とし、この点から同堤防を東に進み音更川右岸堤防に至り、同堤防を北に進み道道帯広浦幌線（宝来大橋）との交点に至り、この点から同道道を東に進み音更川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を南に進み十勝川左岸堤防に至り、この点から同堤防を東に進み同堤防の終点に至り、この点から北進沢川と十勝川との合流点を見通す線を進み、同合流点に至り、この点から十勝川左岸を東に進み、十勝川左岸堤防の延長線との交点に至り、この点から同延長線を東に進み、同堤防に至り、この点から同堤防を東に進み士幌川右岸堤防に至り、同堤防を北西に進み道道帯広浦幌線（旭橋）との交点に至り、この点から同道道を東に進み中川郡池田町に所在する千代田堰堤下流管理橋の延長線との交点に至り、この点から同延長線及び同橋を南に進み、更に同橋の延長線を南に進み、中川郡幕別町に所在する十勝川右岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を西に進み途別川右岸堤防に至り、同堤防を南西に進み国道38号（千住橋）との交点に至り、この点から同国道を西に進み途別川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を北東に進み十勝川右岸堤防に至り、同堤防を西に進み国道38号（札内大橋）との交点に至り、この点から同国道を西に進み帯広市に所在する札内川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を北東に進み帯広川右岸堤防に至り、この点から同堤防を西に進み帯里橋との交点に至り、この点から同橋を北に進み十勝川右岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を西に進み国道241号（十勝大橋）との交点に至り、この点から同国道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日（H27. 9. 29 第649号）

《71》① 利別特定猟具使用禁止区域 191ha

② 銃器

③ 中川郡池田町に所在する道道帯広浦幌線と町道川合東36号との交点を起点とし、この点から同町道を南に進み町道川合東36号支線との交点に至り、この点から同町道支線を西に進み道道利別牛首別線との交点に至り、この点から同道道を北に進み町道南5線を西に延長した線との交点に至り、この点から同線を西に進み町道東33号との交点に至り、この点から同町道を北に進み国道242号との交点に至り、この点から同国道及び道道帯広浦幌線を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日（H27. 9. 29 第649号）

《72》① 昭栄特定猟具使用禁止区域 97ha

② 銃器

③ 中川郡池田町字昭栄に所在する町道北9号と北海道旅客鉄道株式会社根室本線との交点を起点とし、この点から同町道（道路敷を除く。）を南西に進み町道川合東39号との交点に至り、この点から同町道（道路敷を除く。）を西に進み町道川合南14線との交点に至り、この点から同町道（道路敷を除く。）を西に進み道道利別牛首別線との交点に至り、この点から同道道（道路敷を除く。）を北西に進み町道昭栄北11号を南西に進んだ延長線との交点（利別川左岸堤防）に至り、この点から同町道（道路敷を除く。）の延長線を北東に進み北海道旅客鉄道株式会社根室本線との交点に至り、この点から同根室本線（鉄道敷を除く。）に沿いに南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9. 28 第651号）

《73》① 猿別特定猟具使用禁止区域 351ha

② 銃器

③ 中川郡幕別町字相川の町道南6線と国道38号の交点を起点として、同国道を南東に進み猿別川堤防との交点に至り、この点から同堤防を北東に進み町道南4線との交点に至り、この点から町道東25号と河川敷地界との交点に至り、この点から猿別川河川敷地界を南西に進み同河川敷地と幕別町字軍岡4番10との交点に至り、この点から北西に進み道道明倫幕別停車場線と同町道20号の交点に至り、この点を西に進み町道東17号との交点に至り、この点から同町道を北に進み町道南6線との交点に至り、この点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域